

「産業構造調整促進指導目録  
「制限類」  
(和文仮訳)」

2006年1月4日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ この情報は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。  
なお、中国政府が発表した原文については、下記の URL をクリックすることをご参照いただけます。  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222\\_54302.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm)

## 第二類 制限類

### 一、農林業

- 1.天然牧場の超過放牧
- 2.単線 5 万 $m^3$ /年以下の高中密度繊維板項目
- 3.単線 3 万 $m^3$ /年以下の木質鉋屑板項目
- 4.1000トン/年以下の松ヤニ生産項目

### 二、炭鉱

- 1.単井の井型が以下の規模の炭鉱より低い項目:山西、陝西、内モンゴル 30 万トン/年、新疆、甘肅、寧夏、青海、北京、河北、東北及び華東地区 15 万トン/年、西南と中南地区 9 万トン/年、極薄石炭層 3 万トン/年の採掘
- 2.非機械化採掘工程を採用する炭鉱項目
- 3.石炭資源回収率が国家の規定要求に達しない設計の炭鉱項目
- 4.国家或いは省(区、市)石炭業管理部門が批准する鉱区全体規模に満たない炭鉱項目

### 三、電力

- 1.チベット、新疆、海南などの小規模電力ネットを除き、単独ユニットの容量が 30 万Kワット及びそれ以下の一般石炭燃料火力発電ユニット
- 2.チベット、新疆、海南などの小規模電力ネットを除き、発電燃料消費が 300g標準炭/Kワット時より高い発電ユニット、空気冷却ユニット発電燃料が 305g標準炭/Kワット時より高い発電ユニット

### 四、石油、天然ガスと化学工業

- 1.10 万トン/年以下及びDMT法ポリエステル装置
- 2.7 万トン/年以下のポリアクリル装置(連続法及び中間休止法)
- 3.10 万トン/年以下のアクリロナイトリル装置
- 4.10 万トン/年以下のABS樹脂装置(本体連続法を除く)
- 5.60 万トン/年以下のエチレン装置
- 6.800 万トン/年以下の常時減圧製油装置
- 7.50 万トン/年以下の触媒クラッキング装置、40 万トン/年以下の連続重複整理装置、80 万トン/年以下の水素追加クラッキング装置、80 万トン/年以下の遅延以下遅延コークス化装置
- 8.20 万トン/年以下のポリエチレン装置
- 9.20 万トン/年以下のエチレン水酸化法ポリ塩化エチレン装置、12 万トン/年以下の電石法ポリ塩化エチレン装置
- 10.20 万トン/年以下のスチレン装置(ドライエア製エチルベンゼン工程を除く)
- 11.10 万トン/年以下のポリスチレン装置
- 12.22.5 万トン/年以下の精製テレフタル酸装置
- 13.20 万トン/年以下のシクロヘキサン/ジアルコール装置
- 14.10 万トン/年以下の己内アシルアミン装置
- 15.20 万トン/年以下のエチレン法酢酸装置、10 万トン以下のカルボニル基合成法酢酸装置
- 16.100 万トン/年以下のアンモニアアルカリ装置
- 17.30 万トン/年以下のアルカリ基連結装置
- 18.20 万トン/年以下の硫黄製酸装置、10 万トン/年以下の硫化鉄鉱物製酸装置
- 19.常圧法及び総合法硝酸装置
- 20.石油(高硫化石油コールタールを除く)を原材料とする化学肥料生産項目

- 21.硫酸法チタンホワイトパウダー生産ライン(製品品質は国際標準に達し、廃棄酸化、第一鉄は総合利用でき、排出を実現できるものを除く)
- 22.1000トン/年以下のLead chrome yellowの生産ライン
- 23.5000トン/年及びそれ以下の酸化鉄紅顔料装置
- 24.2.5万Kアンペア以下(能力が4.5万トン以下)及び2.5万Kアンペア以上の環境保護、エネルギー消費などが標準要求に満たない電石加熱ボイラー項目
- 25.5000トン/年以下の電解二酸化マンガンの生産ライン
- 26.15万トン/年以下の水酸化ナトリウム装置
- 27.2万トン/年以下の水酸化カリウム装置
- 28.単線2万トン/年以下或はカルシウム加熱クロム化合物の生産装置
- 29.酸化水銀触媒項目
- 30.単独ユニット1万トン/年以下の無水フッ化水素(HF)生産装置(組立自社用と電子高純フッ化水素を除く)
- 31.単独ユニット反応ボイラー6000トン/年以下、後処理3万トン/年以下のF22生産装置(原料として精密加工することを除く)
- 32.2万トン/年以下の(メチル基)有機珪素単体生産装置
- 33.8万トン/年以下のメタン塩化物の生産項目(有機珪素と組合せる塩化メチル生産項目は含まない)
- 34.8万トン/年及びそれ以上、副産となる全てのテトラクロロ炭素に対して組合せ処置を行わない設備のメタン塩化物生産項目
- 35.バイヤスタイヤ項目
- 36.人力車タイヤ項目(手押し車タイヤ)
- 37.高毒農薬の原料薬(メチルアミン燐、パラチオン、メチルパラチオン、モノクロトポス、酸化ロゴール、isocarbophos、メチルイソフェンポス、phomate、メチルポスフォラン、エチルポスフォラン、トリアジメノール、methidathion、methyle Bromide、methomyl、aldicarb、carbofuran、Zinc phosphide、sodium diphacinone、Ketone diphacinone、melitoxin、coumatetralyl、bromadiolone、brodifacoum)の生産項目
- 38.DDTを原料として生産するdicofol項目
- 39.ヘキサクロロベンゼンを原料として生産するPCP項目
- 40.lindane生産項目 41.300トン/年以下のサポニン(水分分解物を含む)の生産装置(総合利用を除く)

## 五、情報産業

- 1.レーザーディスクプレーヤーの生産ライン(VCD系列の製品全体)
- 2.模擬CRT白黒及びカラーテレビ項目

## 六、鋼鉄

- 1.鋼鉄企業と水不足地区は、乾法スタンプコークス、石炭積み込み、タール除塵装置を同期組合せていないタール炉項目
- 2.180 m<sup>3</sup>以下の燃焼結合機項目
- 3.有効容積 1000 m<sup>3</sup>以下或いは 1000 m<sup>3</sup>以上、石炭粉吹上げ装置、除塵装置、余圧発電装置と同期組合せていない、エネルギー消費、新しい水使用量などの標準を達成していない製鉄高圧炉項目
- 4.公称容量 120トン以下或いは公称容量 120トン及びそれ以上でガス回収、除塵装置を同期組み合わせしていない、エネルギー消費、新しい水使用量などの基準を達成していない製鉄回転炉項目
- 5.公称容量 70トン以下或いは公称容量 70トン及びそれ以上、煙塵回収装置を同期組合せていないエネルギー消費、新しい水使用量などの標準を達成していない電気炉項目
- 6.800mm以下の加熱圧延帯鋼(特殊鋼鉄は含まない)項目
- 7.25万トン/年及びそれ以下の加熱亜鉛メッキコイル項目
- 8.10万トン/年及びそれ以下のカラー塗装層コイル項目
- 9.2.5万Kアンペア以下、2.5万Kアンペア及びそれ以上の環境保護、エネルギー消費などの標準要求を満たしていない鉄合金鋳物加熱電気炉項目(中西部地区は独立的に運転し小規模水電器及び鋳物生産資源の優勢を有する国家が確定した重点貧困地区であり、単機鋳物加熱電気炉容量 $\geq$ 1.25万Kアンペアである)
- 10.クロム質耐火材料を含む生産ライン

- 11.通常効率と高効率におけるグラファイト(石墨)電極生産ライン
- 12.直径 550mm以下及び 2 万トン/年以下の超高効率グラファイト電極生産ライン
- 13.5 万トン/年以下の石炭ブロック、4 万トン/年以下の炭素電極生産ライン
- 14.一段式固定石炭ガス発生炉項目(燃料パウダー気化炉を含まない)

## 七、有色金属

- 1 タングステン、モリブデン、スズ、アンモチン、及び希土鉱物採掘、精錬項目及び酸化アンモチン、鉛スズ溶接材料の生産項目(改造項目を除く)
- 2.単独系列 10 万トン/年規模以下の粗銅精錬項目
- 3.電解アルミニウム項目(自焼成槽生産能力置換え項目及び環境保護改造項目の全廃を除く)
- 4.単系列 5 万トン/年規模及びそれ以下の鉛精錬項目
- 5.単系列 10 万トン/年規模以下の亜鉛精錬項目
- 6.マグネシウム精錬項目(総合利用項目を除く)
- 7.4 トン以下の再生アルミニウム反射炉項目
- 8.再生有色金属生産中に直接燃焼を採用する反射炉項目
- 9.アルミニウム用湿法フッ化塩項目
- 10.10 万トン/年以下の独立アルミニウム用炭素項目
- 11.イオン型希土原鉱タンク浸漬工程項目
- 12.1 万トン/以下の再生鉛項目

## 八、ゴールド

- 1.一日当りの金精鉱石処理 50 トン以下の独立シアン化項目
- 2.一日当りの鉱石処理 100 トン以下、単独鉱石採掘システムの独立ゴールド選別鉱石工場項目
- 3.一日当りの金精錬処理 50 トン以下の加熱精錬項目
- 4.鉱石 5 万トン/年以下の処理独立堆積浸漬項目(青海、チベット高原を除く)
- 5.一日当りの岩金鉱石処理 50 トン以下の採掘選別項目
- 6.差金鉱砂処理 20 万 m<sup>3</sup>/年以下の砂金採掘項目
- 7.森林区、耕地、河川におけるゴールド採掘項目

## 九、建材

- 1.非フロート及び一日当りの溶接化量 500 トン以下の普通フロート板状ガラスの生産ライン
- 2.100 万 m<sup>2</sup>/年及びそれ以下の建築セラミックタイル生産ライン
- 3.50 万件/年以下のトンネル釜衛生セラミック生産ライン
- 4.セメント縦型釜、乾法中空釜、リボア釜、湿法釜。新設の一日当り 1500 トン生産及びそれ以下の主原料新型乾法セメント生産
- 5.2000 万 m<sup>2</sup>/年以下の石膏紙ボードの生産ライン
- 6.瀝青紙(bitumen felt)タイヤアスファルトの生産ライン、500 万 m<sup>2</sup>/年以下の改良性コールタール防水ロール材の生産ライン、コールタール複合タイヤソフト型防水ロール材生産ライン、ポリエチレン層厚さ 0.5mm以下のポリエチレンポリプロピレン複合防水ロール材生産ライン
- 7.中性アルカリ基ガラスボールの生産ライン、プラチナ坩堝ボール法糸引きガラス繊維の生産ライン
- 8.芯入り粘土レンガの生産項目
- 9.15 万 m<sup>2</sup>/年以下の石膏(空芯)レンガ生産ライン、短班年間生産能力の 2.5 万 m<sup>2</sup>コンクリート小型空芯レンガ以下及び単班年間生産能力 15 万 m<sup>2</sup>コンクリート舗装レンガ固定式生産ライン、5 万 m<sup>2</sup>/年以下の人工軽集材料(セラミック粒子)の生産ライン
- 10.10 万 m<sup>2</sup>/年以下エア追加コンクリートの生産ライン

11.3000 万標準ブロック/年以下の石炭脈石、シュール焼結芯レンガの生産ライン 12.5000トン/年以下の岩(鉱)綿生産ライン

## 十、医薬

- 1.ビタミンC原料項目
- 2.ペニシリン原料薬項目
- 3.使い捨て注射器、輸血器、輸液器項目
- 4.薬用ブチルゴムカバーの項目
- 5.新薬、新技術応用でない各種剤型拡大加工能力項目(充填液体のハードカプセルを除く)
- 6.原料が絶滅の危機に瀕し、希少価値の動植物の薬材であり、且つ栽培或いは飼育の規模化されていない製品生産能力の拡大項目
7. CFCsを使用しスプレー剤推進剤とする医薬用品生産項目
- 8.水銀補充式ガラス製体温計項目
- 9.水銀補充式血圧系項目
- 10.銀水銀歯科材料項目

## 十一、機械

- 1.2 上部及びそれ以下の鑿岩台車の製造項目
2. 削岩機(コールピック・削岩機を除く)の製造項目
- 3.3m<sup>3</sup>及びそれ以下の小型鉱石車の製造項目
- 4.直径 2.5m及びそれ以下のウインチ製造項目
- 5.直径 3.5m及びそれ以下の立て坑昇降機の製造項目
- 6.40 m<sup>3</sup>及び以下篩選別機の製造項目
- 7.直径 700mm及びそれ以下のサイクロン(hydrocyclone)の製造項目
- 8.800Kワット及びそれ以下の石炭採掘機の製造項目
- 9.漏斗容量 3.5 m<sup>3</sup>及びそれ以下の鉱石用掘削機の製造項目
- 10.鉱石用ミキサー、濃縮、ろ過設備(プレス式を除く)製造項目
- 11.農業用輸送車項目(三輪自動車、低速貨物トラック)
- 12.シングルシリンダーディーゼル製造項目(先進的な第二代シングルシリンダー機を除く)
- 13.50 馬力及びそれ以下のトラクター製造項目
- 14.30 万Kワット及びそれ以下の通常燃料火力発電設備の製造項目(総合利用ユニットを除く)
- 15.電線、ケーブル製造項目(特殊ケーブル及び 500Kボルト以上の超高压ケーブルを除く)
- 16.普通金属カッター旋盤製造項目(デジタル制御旋盤を除く)
- 17.普通電気スパーク加工旋盤とワイヤカット加工機の製造項目(デジタル制御旋盤を除く)
- 18.6300KN及びそれ以下の普通プレス機製造項目(デジタル制御プレス機を除く)
- 19.普通板カッター、折り曲げ機、パイプ湾曲機の製造項目
- 20.普通高速鋼鉄穿孔トップ、フライス、糸きり、板状カッター刃項目
- 21.褐色酸化アルミナ(brown fused alumina)、緑炭化シリコン、黒炭化シリコンなどの焼結ブロック及び研磨材料の製造項目
- 22.直径 400mm及びそれ以下の各種結合剤の砥石製造項目
- 23.直径 400mm及びそれ以下の人工ダイヤモンドカットカッター刃の製造項目
- 24.普通マイクロ型ボールベアリング製造項目
- 25.10~35Kボルトの樹脂絶縁ドライ式変圧器製造項目
- 26.220Kボルト及びそれ以下の高、中、低圧スイッチキャビネットの製造項目
- 27.普通電気溶接棒の製造項目
- 28.民用普通電気メーターの製造項目
- 29.8.8 級以下の普通低級標準固定部品の製造項目
- 30.100m<sup>3</sup>及びそれ以下のピストン式動力圧縮機の製造項目

- 31.普通輸送ドライコンテナ項目
- 32.20m<sup>3</sup>以下のスクリー圧縮機の製造項目
- 33.56 インチ及びそれ以下の単級中間開放ポンプの製造項目
- 34.通用類 10 メガパスカル及びそれ以下の中低圧炭化鋼鉄バルブの製造項目

## 十二、船舶

- 1.国家船舶競業中長期計画に列挙されていない民間用大型造船施設項目(ドック、船体幅の42m以上で、単独船舶10万DWT及びそれ以上のドック、船体及び周辺造船施設を建造できること)
- 2.国家船舶工業中長期計画に列挙されていない船用ディーゼル機の製造項目

## 十三、軽工業

- 1.国家『家庭用電気冷蔵庫電力消費量制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない冷蔵庫、冷凍冷蔵庫(電気冷蔵庫、冷蔵キャビネット)項目
- 2.国家『電動洗濯機電力消費量制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない洗濯機項目
- 3.『室内空気調節器エネルギー効率制限値及びエネルギー効率等級』の標準に満たない空気調節器項目
- 4.低質紙及び紙板の生産項目
- 5.ポリ塩化ビニールの普通人工改造生産ライン
- 6.超薄型(厚さ0.015mmより薄い)ポリ袋生産ライン
- 7.皮年間加工10万枚(牛皮標準サイズ折り)以下の皮製造項目
- 8.生産速度1500個/時より遅い単独螺旋状電球導線白熱灯の生産ライン
- 9.普通中速工業用平縫ミンシ系列生産ライン
- 10.普通中速工業用裁ち目がかりミンシ系列生産ライン
- 11.電子価格計算秤項目(精度は最大計量の1/3000より低く、計量 $\leq$ 15Kg)
- 12.電子自動車バランス項目(精度は最大計量の1/3000より低く、計量 $\leq$ 300トン)
- 13.電子静態軌道バランス項目(精度は最大計量の1/3000より低く、計量 $\leq$ 150トン)
- 14.電子動態軌道バランス項目(精度は最大計量の1/500より低く、計量 $\leq$ 150トン)
- 15.電子ベルト秤項目(精度は最大計量の5/1000より低い)
- 16.電子吊り秤項目(精度は最大計量の1/1000より低く、計量 $\leq$ 50トン)
- 17.バネ式皿秤項目(精度は最大計量の1/400より低く、計量 $\leq$ 8Kg)
- 18.二片アルミニウム質プルボトルの項目
- 19.普通真空保温ポットガラスポット内部の生産ライン
- 20.2万トン/年以下のガラスポットボトルの生産ライン
- 21.合成脂肪アルコール項目(カルボニル基合成アルコール、Zieglerアルコールを含み、油脂加水素アルコールを含む)
- 22.3万トン/年以下のトリプロリン酸ナトリウムの生産ライン
- 23.糊式亜鉛マンガン電池
- 24.カドニウムニッケル電池項目
- 25.オープン式普通プルンブム(plumbum)バッテリー項目
- 26.2000トン/年以下の歯磨き粉項目
- 27.原糖生産項目
- 28.北方海塩100万トン/年以下項目、南方海塩塩場新設項目; 鉍物(立て坑)塩60万トン/年以下の項目、湖塩20万トン/年以下の項目
- 29.蒸留酒生産ライン
- 30.アルコール生産ライン(燃料エチルアルコール項目を除く)
- 31.伝統工芸、技術を用いた化学調味料生産ライン
- 32.甘味調味料などの化学合成甘味剤の生産ライン

## 十四、紡績

1.74 型染め生産ライン

## 十五、たばこ

- 1.巻きたばこ加工項目(改造項目を除く)

## 十六、消防

- 1.火災自動警報設備項目
- 2.消火器項目
- 3.炭酸水素ナトリウムドライパウダー(BC)消火剤項目
- 4.防火ドア項目
- 5.消防水ホース項目
- 6.消防栓(室内、室外)項目
- 7.普通消防車(タンク類、専用項目類)項目

## 十七、その他

- 1.用地レットライン幅(緑化ベルトを含む)下記の標準を超えた都市主幹線道路項目、小都市と重点鎮 40m、中等都市 55m、大都市 70m(人口 200 万人以上の特大都市主幹線道路の 70mを越える場合は、都市全体計画中専用項目の説明がなければならない)
  - 2.用地面積が下記標準を超えた都市のレクリエーション集会広場項目、小都市と重点鎮 1 公金、中等都市 2 公金、第都市 3 公金、人口 200 万人以上の特大都市 5 公金
  - 3.別荘類不動産開発項目
  - 4.ゴルフ球場項目
  - 5.競馬場項目
- 情報源: 弁公庁子站